

農振除外手続の年間スケジュール（年2回）

【重要変更・・・1回目 5月受付（事前相談：4月末まで）】

手 続 内 容		処理日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事前相談（その都度受付します）		4月末まで	→						
申請受付（事前に事前協議が必要）		5月頭～未まで		←					
関係者協議	現地確認・土地の調査	約15日間			→				
	庁舎各課協議	約20日間			→				
	県	約20日間			→				
	土地改良区等協議	約20日間			→				
事前協議書送付～回答（県湖北地域振興局）		約40日間			→				
農業委員会（毎月10日頃開催）議案締切り （毎月15日までに提出できれば提出月の翌月の議案）		約30日間			●				
法第11条公告（縦覧30日間・休日に変更あり）		約30日間					→		
法第11条公告（異議申立15日間・休日に変更あり）		約15日間						→	
本協議書送付～同意の回答（県湖北地域振興局）		約30日間							→
法第12条公告		1日間							●

※上記については、基本的な事務処理日数であり、件数や内容、休日等によって、遅れる場合があります。
 ※1回目受付（5月受付）で除外の申請をする場合は、4月28日までに、事前相談をする必要があります。

【重要変更・・・2回目 10月受付（事前相談：9月末まで）】

手 続 内 容		処理日数	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前相談（その都度受付します）		9月末まで	→						
申請受付（事前に事前協議が必要）		10月頭～未まで		←					
関係者協議	現地確認・土地の調査	約15日間			→				
	庁舎各課協議	約20日間			→				
	県	約20日間			→				
	土地改良区等協議	約20日間			→				
事前協議書送付～回答（県湖北地域振興局）		約40日間			→				
農業委員会（毎月10日頃開催）議案締切り （毎月15日までに提出できれば提出月の翌月の議案）		約30日間			●				
法第11条公告（縦覧30日間・休日に変更あり）		約30日間					→		
法第11条公告（異議申立15日間・休日に変更あり）		約15日間						→	
本協議書送付～同意の回答（県湖北地域振興局）		約30日間							→
法第12条公告		1日間							●

※上記については、基本的な事務処理日数であり、件数や内容、休日等によって、遅れる場合があります。
 ※2回目受付（10月受付）で除外の申請をする場合は、9月30日までに、事前相談をする必要があります。

【軽微変更・・・随時受付】

手 続 内 容	処理日数	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
事前相談（その都度受付します）	毎月15日まで	随時													
申請受付	30日間		←	→											
関係者協議	現地確認・土地の調査	約10日間			→										
	庁舎各課協議	約20日間			→										
	県協議（県湖北地域振興局）	約20日間			→										
	土地改良区等協議	約20日間			→										
法第12条公告	1日間														●

処理日数	随時	10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月	
毎月15日まで	随時														
30日間		←	→												
約10日間															→
約20日間															→
約20日間															→
約20日間															→
1日間															●

※法第11条公告から法第12条公告の間は、新たな法第11条公告および軽微変更はできないこととなっています。
 そのため、7月、8月、12月、1月は、重要変更の11条公告～12条公告までの期間中につき、軽微変更できないため、期間終了後に、12条公告を行います。（重要変更の受付がない場合は、受付月の翌月に行います。）
 ※軽微変更は、毎月受付いたします。ただし、受付月の15日までに、事前相談を行ってください。
 ※上記については、基本的な事務処理日数であり、件数や内容、休日等によって、遅れる場合があります。